

## 放射性物質汚染対処特措法の基本方針（抜粋）

### 1. 事故由来放射性物質による環境の汚染への対処の基本的な方向

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「法」という。）が議員立法により可決・成立し、公布された。

今後の我が国の事故由来放射性物質による環境の汚染への対処（以下「環境汚染への対処」という。）は、本基本方針にのっとり、関係者の連携の下、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、取り組むこととする。

環境の汚染への対処についての基本的な方向は、次のとおりである。

- ① 環境汚染への対処に関しては、関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者をいう。以下同じ。）が一義的な責任を負う。また、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、環境汚染への対処に関して、国の責任において対策を講ずるとともに、地方公共団体は、当該地域の自然的社会的条件に応じて、国の施策に協力するものとする。
- ② 関係原子力事業者は、環境汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないものとする。また、関係原子力事業者以外の原子力事業者も、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならないものとする。
- ③ 事故由来放射性物質による環境の汚染は広範にわたるものであるとともに、例えば、土壌等の除染等の措置（事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいう。以下同じ。）の対象に住民が所有する土地等が含まれることから、国及び地方公共団体は、環境汚染への対処に対して住民参加等への協力を求めるものとする。
- ④ 環境汚染への対処については、各省庁、関係地方公共団体、研究機関等の関係機関、事業者等が総力を結集し、一体となっただけ速やかに行うものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。
- ⑤ 既に得られている国内外の科学的・技術的知見を踏まえ、迅速に環境汚染への対処を行うものとする。また、これらの知見の発展を踏まえて、より効果的かつ効率的に環境汚染への対処が行われるよう手法の見直しを図るものとする。

- ⑥ 土壌等の除染等の措置を進めるに当たっては、とりわけ子どもへの対応に十分配慮することが必要であり、子どもの生活環境（学校、公園等）において優先的に実施するものとする。
- ⑦ 国は、できるだけ速やかに除染等の措置等（土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。以下同じ。）及び事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理を実施する必要があることを踏まえ、基準等の設定を行うものとする。
- ⑧ 中間貯蔵施設（相当量の土壌及び廃棄物を一定の期間安定的に集中して貯蔵及び管理する施設をいう。以下同じ。）及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行うものとする。
- ⑨ 国及び地方公共団体は、除染等の推進に当たって住民参加等への協力を求めるとともに、正確かつ迅速な情報提供及び地域住民とのリスクコミュニケーションを実施するものとする。
- ⑩ 上記の取組を進めるに当たり、国は、国際社会と連携・協力しつつ、国内外の叡智を結集して対応すること。また、当該取組により得られた経験・知見及び教訓を国際社会と共有するものとする。

本基本方針は、策定当時の知見、技術水準等に基づき定めたものである。国は、環境汚染への対処の進捗状況を定期的に点検するとともに、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定の結果、技術開発の状況等も踏まえて、この基本方針を適宜見直すものとする。

なお、この基本方針は、「除染に関する緊急実施基本方針」（平成23年8月26日原子力災害対策本部）を引き継ぐものである。

## 2. 事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての監視及び測定に関する基本的事項

線量の把握及び推定、事故由来放射性物質による環境の汚染に係る対策の検討等のため、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、きめ細かい監視及び測定の実施が必要である。国及び地方公共団体は、次に定めるとおり、監視及び測定を行うものとする。

### （1）国による監視及び測定

- ① 国は、対策の検討及び推進、一体的で分かりやすい情報提供等に資するため、事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について、きめ細やかな監視及び測定を実施するものとする。
- ② 国は、きめ細やかな監視及び測定を実施するため、責任をもって、地方公共団体、原子力事業者等との調整を図り、適切な役割分担の下、統一的な監視及び測定の体制を整備するものとする。
- ③ 国は、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等の効果を広域的に把握するため、定期的な監視及び測定を行うものとする。
- ④ 国は、監視及び測定の結果得られた情報を、国民に対して速やかに公開するものとする。

## (2) 地方公共団体による監視及び測定

地方公共団体は、国や原子力事業者等との連携のもと、地域に根差した監視及び測定を実施するよう努めるものとし、国や原子力事業者等と連携して監視及び測定で得られた情報を活用及び発信するものとする。

## 3. 省略

## 4. 土壌等の除染等の措置に関する基本的事項

### (1) 基本的な考え方

土壌等の除染等の措置の対象には、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等が含まれるが、これらは極めて広範囲にわたるため、まずは、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に特別地域内除染実施計画又は除染実施計画を策定し、線量に応じたきめ細かい措置を実施する必要がある。この地域の中でも特に成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境については優先的に実施することが重要である。また、事故由来放射性物質により汚染された地域には、農用地や森林が多く含まれている。農用地における土壌等の除染等の措置については、農業生産を再開できる条件を回復させるという点を配慮するものとする。森林については、住居等近隣における措置を最優先に行うものとする。

土壌等の除染等の措置に係る目標値については、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年基本勧告、原子力安全委員会の「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」（平成23年7月19日原子力安全委員会）等を踏まえて設定するものとする。具体的には、

- ① 自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量（以下「追加被ばく線量」という。）が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に縮小することを目指すものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である。

この目標については、土壌等の除染等の措置の効果、モデル事業の結果等を踏まえて、今後、具体的な目標を設定するものとする。

- ② 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

ア 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。

イ 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。

ウ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること。

これらの目標については、土壌等の除染等の措置の効果等を踏まえて適宜見直しを行うものとする。